

ラジコン機の“機体登録免除”の概要

2024年6月28日に航空法施行規則の一部改正が公布されました。それによりますと、娯楽目的のラジコン機は、一定の要件の下で機体登録義務が免除されることとなります。この改正が施行されるのは2025年3月31日の予定です。以下にその概要を記します。

(1) ラジコン機の登録義務免除に係る航空法施行規則の一部改正

- ① 離着陸場所管理団体(ラジコンクラブ)が必要事項を国土交通省に届け出ること、一定の要件の下で、その団体所属員(クラブ員)は個別の機体登録が不要となります。機体登録が不要となればリモートIDの搭載も不要となります。
- ② 対象となるのは、娯楽が目的で、そのラジコンクラブが管理する飛行場において、そのクラブ員が行う飛行です。
- ③ 対象となる機体は、飛行以外の機能を持たないこと、その機体と周囲の状況を目視で常時監視することなどです。つまり娯楽目的のラジコン機の飛行に限定されます。
- ④ その他詳細な要件は、実施通達において規定される予定です。
- ⑤ ただし、高さ150m以上など国土交通大臣の許可や承認を必要とする飛行の場合は、従来どおり機体の登録が必要です。(登録後有効期間3年で登録の更新手続きが必要です。)

(2) 実施通達(案)

2025年1月25日に実施通達(案)である「離着陸場所管理団体の飛行届出要領」(案)がパブリック・コメントで公示されました。それによりますと、ラジコン機の登録免除措置を受けるためには、以下の要件への適合や届出手続きが必要となります。

① 離着陸場所管理団体(ラジコンクラブ)の要件

届出を行うためには、そのラジコンクラブが次の要件に適合する必要があります。

- 各種法令を遵守して安全な飛行を行うために、飛行場を適切に管理し、規約や会則を定めていること。
- 団体に所属する構成員(クラブ員)の情報や機体、離着陸場所を適正に管理する能力を有していること。
- ラジコン関連団体(ラジコン協会や日本模型航空連盟を想定)との間で飛行の安全に関する情報共有が行われ、当該情報が規約や会則に定められていること。
- 構成員に対して安全管理等の遵守徹底が図られていること。
- 関係機関からの問い合わせに適切に対応すること。

② 飛行の要件

登録免除の対象となるラジコン機の飛行は、次の要件に適合するものです。

- 娯楽を目的とした飛行
趣味や航空スポーツ、レクリエーション等を目的とした飛行であること。商用や業務目的は不可です。
- ラジコンクラブが管理する飛行場周辺区域において行う飛行
クラブが定めた規約等に基づく安全管理措置のもと、機体仕様限界に適合した機体を飛行させる場所
- クラブ員が行う飛行
クラブが管理する飛行場において、所属するクラブ員が規約等を遵守して行う飛行であること。
- 飛行以外の機能を持たない機体
カメラ、撮影、データ収集、物体の運搬・散布等の機能を有しないもの。なお、機体の安定飛行を目的とする機能は可。
- 目視内飛行
飛行させる機体を目視により常時監視して行う飛行であること。自動操縦やFPVなどの機能を有する機体は不可です。
- 機体仕様限界に適合した機体
飛行させるラジコン機は下の機体仕様限界に適合したものであること。機体仕様限界を超えるラジコン機は届出の対象外となり、従来どおり機体登録が必要です。

機体仕様限界

- a. 最大重量(飛行時燃料を含まず)……………15kg
- b. 最大翼総面積(主翼・水平尾翼合計面積)……250d m²
- c. 最大回転翼面積(最大ローター排気面積)……250d m²
- d. 最大翼面荷重……………200g/d m²
- e. 最大ピストンエンジン合計排気量……………125cc
- f. 最大タービンエンジン合計推力……………15kg
- g. 最大無負荷動力電圧……………51V

その他、飛行区域の表示または地図や届出内容の携帯などが必要で

③届出手続き

●届出の内容は、次のとおりです。

- ・クラブ名、代表者の氏名、代表者又は事務局の住所、連絡先
- ・ラジコンクラブ飛行場の所在地・飛行区域の地図データ
- ・クラブ員の氏名、住所、連絡先
- ・クラブ員を特定するための番号(機体に表示する番号)
- ・ラジコンクラブ管理番号(ラジコン関連団体から割り振られたクラブの識別番号)

●届出手続き

本件届出制度は2025年3月31日に施行されます。そのため、届出は3月31日以降にできるようになります。

手続きは国土交通省のドローン情報基盤システム(DIPS2.0)によるオンライン届出になります。紙による届出はできません。

届出の有効期間は、国土交通省に受理された日から3年以内です。なお、クラブ員の加入など異動があった場合は変更届出を行います。

④飛行を行うにあたって講じる措置

●安全管理措置

補助者を配置して飛行を監視し、操縦者に適切な指示、助言を行うこと。また、周囲のものが認識できるように境界線の表示や標識の設置など飛行区域の範囲を明示すること。

●機体の表示

届出対象のラジコン機には、識別のため個人を特定する番号(ラジコン協会や日本模型航空連盟の会員番号を想定)を表示すること。一人1番号となります。

⑤その他の留意事項

●他のクラブ飛行場での飛行

届出を行ったラジコンクラブのクラブ員が、同様の届出を行った他のラジコンクラブ飛行場を訪問したとき、訪問先のクラブの了承(利用規約の携帯含む)を得た上で、その飛行場の利用規約等に基づいて安全な飛行を行う場合には、自分の飛行場と同じように登録を免除されたラジコン機の飛行が可能です。

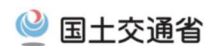
●特定飛行は対象外

高さ150m以上の飛行など、国土交通大臣の許可・承認を必要とする飛行(特定飛行)は、本届出の対象外となります。そのため、従来どおり機体の登録が必要です。

(3) クラブに所属しない個人の場合

届出済みのラジコンクラブの飛行場で、そのクラブに所属しない人が機体登録をせずに飛行させた場合、航空法違反に問われる可能性がありますので、本人もラジコンクラブも注意が必要です。ラジコンクラブに加入していない個人の場合は、従来どおり機体の登録を行うか、ラジコンクラブに加入してクラブ員追加の変更届出を行ってもらうか、いずれかの対応が必要になります。

ラジコン機の登録義務免除に係る航空法施行規則の改正



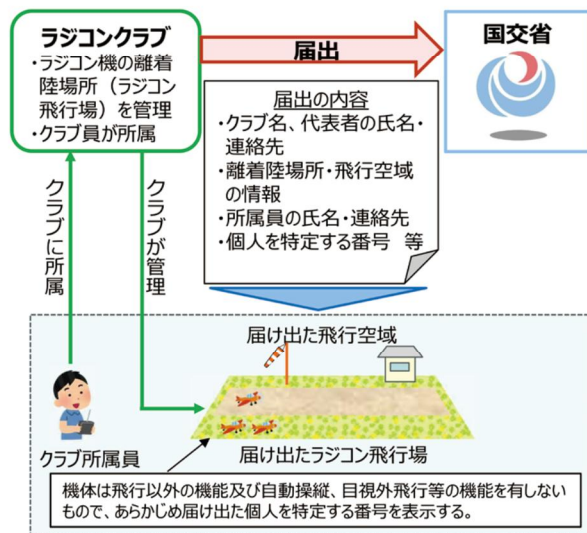
● 無人航空機のうち**娯楽を目的としたラジコン機については飛行空域を限定する等の一定要件の下、登録義務を免除する航空法施行規則の改正を行う。**

制度改正の概要

- ・ラジコンクラブが、クラブの所属員、クラブが管理する飛行場・空域、個人を特定する番号等の情報を**国土省に届出**
- ・届出を行ったラジコンクラブの所属員は、あらかじめ届け出た個人を特定する番号の機体への表示等により、届出がなされた飛行場・空域において**機体の登録を行わずとも飛行可能**
- ・娯楽目的で行う飛行であって、飛行以外の機能(撮影、物体の運搬等)及び自動操縦、目視外飛行等の機能を有しない機体に限定

スケジュール

公布：令和6年6月28日(金)
施行：令和7年3月31日(月)
※施行までに届出を処理するシステム改修等を実施予定



機体の登録を行わずとも飛行可能